

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-12
処分の種類	温泉の採取の制限に関する命令			
根拠法令条例等・条項	温泉法第12条第1項			
処分の概要	温泉源を保護するために必要があると認めるときは、温泉の採取の制限を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			